

事業報告書 170

財産の状況 188

・貸借対照表	188
・損益計算書	189
・剰余金処分に関する書面	189
・基金等変動計算書	190
・重要な会計方針	192
・注記事項	194
・保険業法に基づく会計監査人の監査報告	199
・債務者区分による債権の状況	201
・リスク管理債権の状況	201
・貸付金等の自己査定状況	201
・元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	201
・保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	202
・実質純資産額	202
・売買目的有価証券の評価損益(会社計)	203
・有価証券の時価情報(会社計)	203
・金銭の信託の時価情報(会社計)	205
・デリバティブ取引の時価情報(会社計)	206
・株式の保有状況	210
・経常利益等の明細(基礎利益)	211
・基礎利益の内訳(三利源)	211

業務の状況を示す指標等 212

主要な業務の状況を示す指標等 212

・年換算保険料および契約件数	
・契約高	
・商品別保有契約高および新契約高	
・保障機能別保有契約高	
・個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高	
・個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料	
・社員(ご契約者)配当の状況	

保険契約に関する指標等 222

・保有契約増加率	
・新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)	
・新契約率(対年度始)	
・解約・失効率(対年度始)	
・個人保険新契約平均保険料(月払契約)	
・死亡率(個人保険)	
・特約発生率(個人保険)	
・事業費率(対収入保険料)	
・保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	
・保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	
・保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	
・未だ収受していない再保険金の額	
・第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	

経理に関する指標等 224

・支払備金明細表	
・責任準備金明細表	
・責任準備金残高の内訳	
・個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率・残高(契約年度別)	
・特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	
・保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性および妥当性	
・社員配当準備金明細表	
・引当金明細表	
・特定海外債権引当勘定の状況	
・保険料明細表	
・収入年度別保険料明細表	
・保険金明細表	
・年金明細表	
・給付金明細表	
・解約返戻金明細表	
・減価償却費明細表	
・事業費明細表	
・税金明細表	
・リース取引	
・借入金等残存期間別残高	
・四半期情報等	

資産運用に関する指標等 231

・資産の構成(一般勘定)	
・資産の増減(一般勘定)	
・運用利回り(一般勘定)	

・主要資産の平均残高(一般勘定)	
・資産運用収益明細表(一般勘定)	
・資産運用費用明細表(一般勘定)	
・利息及び配当金等収入明細表(一般勘定)	
・利息及び配当金等収入の分析(一般勘定)	
・有価証券売却益明細表(一般勘定)	
・有価証券売却損明細表(一般勘定)	
・有価証券評価損明細表(一般勘定)	
・有価証券明細表(一般勘定)	
・有価証券残存期間別残高(一般勘定)	
・保有公社債の期末残高利回り(一般勘定)	
・業種別株式保有明細表(一般勘定)	
・貸付金明細表(一般勘定)	
・貸付金残存期間別残高(一般勘定)	
・国内企業向け貸付金企業規模別内訳(一般勘定)	
・貸付金業種別内訳(一般勘定)	
・貸付金使途別内訳(一般勘定)	
・貸付金地域別内訳(一般勘定)	
・貸付金担保別内訳(一般勘定)	
・有形固定資産明細表(一般勘定)	
・固定資産等処分益明細表(一般勘定)	
・固定資産等処分損明細表(一般勘定)	
・賃貸用不動産等減価償却費明細表(一般勘定)	
・海外投融資の状況(一般勘定)	
・公共関係投融資の概況(一般勘定)	
・各種ローン金利	
・その他の資産明細表(一般勘定)	

有価証券等の時価情報(一般勘定) 242

・売買目的有価証券の評価損益(一般勘定)	
・有価証券の時価情報(一般勘定)	
・金銭の信託の時価情報(一般勘定)	
・デリバティブ取引の時価情報(一般勘定)	
・土地の時価情報(一般勘定)	
・資産全体の含み損益の状況(一般勘定)	

特別勘定に関する指標等 248

特別勘定資産残高の状況 248

・個人変額保険および変額個人年金保険特別勘定資産の運用の経過	
--------------------------------	--

個人変額保険(特別勘定)の状況 248

・保有契約高	
・資産の内訳	
・運用収支状況	
・有価証券の時価情報	
・金銭の信託の時価情報	
・デリバティブ取引の時価情報	

変額個人年金保険(特別勘定)の状況 251

・保有契約高	
・資産の内訳	
・運用収支状況	
・有価証券の時価情報	
・金銭の信託の時価情報	
・デリバティブ取引の時価情報	

団体年金保険(特別勘定)の状況 252

・団体年金保険特別勘定特約の受託状況	
・特別勘定(第1)特約(総合口)の状況	
・特別勘定(第1)特約(投資対象別各口)の状況	

保険会社およびその子会社等の状況 254

保険会社およびその子会社等の主要な業務 254

・2019年度の事業の概況	
・主要な業務の状況を示す指標	
・連結範囲および持分法の適用に関する事項	

保険会社およびその子会社等の財産の状況 255

・連結貸借対照表	
・連結損益計算書及び連結包括利益計算書	
・連結キャッシュ・フロー計算書	
・連結基金等変動計算書	
・連結財務諸表の作成方針	
・注記事項	
・内部統制報告書	
・連結財務諸表についての会計監査人の監査報告	
・財務諸表等の適正性に関する確認書	
・リスク管理債権の状況	
・保険会社およびその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)	
・子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	
・セグメント情報	

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

【経営環境】

当年度の日本経済は、「国土強靱化のための3ヵ年緊急対策」等によって公共投資が増加しましたが、米中摩擦によって輸出が弱含んで推移したほか、年明け以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から個人消費も落ち込み、減速しました。長期金利は、年度を通して米中交渉の動向や地政学リスク等から上下に振れる展開となり、年度末には、同感染症の世界的な感染拡大による先行き不透明感の高まりから現金化する動きがでてきたことで、上昇して終えました。

【MYイノベーション2020の取組み】

企業理念「明治安田フィロソフィー」(※1)の実現に向けて、「イノベーション」(変革・創造)を興すべく、2017年4月から3ヵ年プログラム「MYイノベーション2020」(中期経営計画+企業ビジョン実現プロジェクト+みんなの健活プロジェクト)に取り組みました。

本プログラムでは、お客さま志向とコンプライアンスの徹底を前提に、「成長性」「収益性」「健全性」のバランスを取りつつ、企業価値の安定的かつ着実な向上をめざし、成長戦略・経営基盤戦略・ブランド戦略を推進しました。

その結果、企業価値(EEV)(※2)は57,948億円(2016年度末比+20.0%)と、経営目標である+20%成長を実現するとともに、お客さま数およびオンバランス自己資本等も経営目標を達成しました。また、お客さま満足度調査における総合満足度(※3)は62.8%(前年度差+1.3pt)と過去最高となったほか、ソルベンシー・マージン比率も過去最高値を記録し、基礎利益は3年連続最高益を更新しました。

(※1) 当社の経営全般に関する基本的な考え方・基本理念であり、当社の存在意義や使命を示す「経営理念」、長期的な当社のめざすべき姿である「企業ビジョン」、「経営理念」と「企業ビジョン」の実現に向けて役職員一人ひとりが大切にすべき価値観である「明治安田バリュー」で構成(2017年4月制定)

(※2) 運用環境や貯蓄性商品の解約率など、経営戦略によるコントロールが困難な前提を2016年度末時点で固定して計算した企業価値の指標

(※3) 「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5つの選択肢のうち、「満足」または「やや満足」と回答したお客さまの割合

【みんなの健活プロジェクト】

「MYイノベーション2020」の中核的な取組みとして「お客さま」「地域社会」「当社従業員」の健康増進を応援する「みんなの健活プロジェクト」を2019年4月から本格展開しました。本プロジェクトを通じて、病気の予防・早期発見の取組みを応援し、「病気になったときの保障」にとどまらない「新たな価値」の創造・提供に取り組んでいます。

具体的な取組みとして、商品面では、健康診断結果に応じて保険料をキャッシュバックするとともに、お客さまごとの疾病リスク予測や健康増進に向けたアドバイスを提供する「ベストスタイル 健康キャッシュバック」を2019年4月に発売し、当年度末時点の販売件数は39.9万件となりました。また、2020年2月には、認知症の予防・早期発見まで幅広くサポートする「認知症ケア MCIプラス」を発売しました。さらに、企業・団体向けには、福利厚生制度として採用いただいている特定疾病保険等に付加できる「健康サポート・キャッシュバック特約」を提供しています。

病気の予防・早期発見のためのプロセスの支援の取組みとしては、MYライフプランアドバイザー(以下、「アドバイザー」)を、お客さま一人ひとりに寄り添って健康増進の取組みを対面で継続的にサポートする「健活サポーター」と位置づけ、アフターフォローをさらに進化させるとともに、全国各地で「Jリーグウォーキング」「フットサルフェスタ」「ゴルフトーナメント」「みんなの健活ヨガ」「セルフ健康チェックforみんなの健活」等の健康増進イベントを開催しました。

従業員向けには、当社独自のスマートフォンアプリを活用したウォーキング等による健康づくりや、健康リテラシー向上のための健康セミナーの実施など、健康保険組合や労働組合と連携し、従業員が自発的に心身の健康増進に取り組める機会の提供と、環境づくりを継続的に推進しました。こうした取組みの結果、従業員の健康診断結果は40歳以上の層を中心に大きく改善するとともに、経済産業省および日本健康会議が主催する「健康経営優良法人(大規模法人部門)」の「ホワイト500」(※4)に4年連続で認定されました。

(※4) 上場企業に限らず、健康保険組合等の保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人を顕彰するために、2017年度から開始した認定制度。特に大規模法人部門の上位500社を「ホワイト500」と認定

【お客さま志向の業務運営】

企業理念「明治安田フィロソフィー」に基づき策定した「お客さま志向の業務運営方針 -お客さま志向自主宣言-」のもと、ご加入から保険金・給付金等の確実なお支払いはもとより、お客さまに寄り添ったあたたかいアフターフォローに努めること等を通じて、お客さまの最善の利益が図られるよう、お客さま志向の業務運営を推進しています。

こうした取組みは、社外の有識者が参加する「お客さまサービス推進諮問会議」(当年度3回開催)や、消費生活センターで相談業務に携わる有資格者や消費者関連団体の役職者等で構成される「消費者専門家懇談会」(当年度6回開催)等を通じて第三者・消費者の視点で検証のうえ、いただいたご意見を経営に反映させています。

【分野別の当年度の主な取組み】

<成長戦略(国内生命保険事業)>

【アドバイザーチャンネル】

成長が見込まれる「第三分野」「高齢者・退職者」「女性」「投資型商品」の四つを重点マーケットと位置付け、お客さまニーズを捉えた商品開発、サービス態勢の強化等を通じて、お客さま数の拡大と、保障性商品・投資型商品の販売量拡大に取り組んでいます。

【商品面】

2019年4月に「みんなの健活プロジェクト」の第1弾商品となる「ベストスタイル 健康キャッシュバック」を発売し、2020年2月には、第2弾商品として「認知症ケア MCIプラス」を発売しました。

また、高齢者・退職者マーケットに向け、人生100年時代に備える医療保険として、「一時金 給付型終身医療保険」を2019年8月に発売するとともに、中長期の資産運用ニーズや生前贈与ニーズに対応する商品として、二つのタイプの「外貨建一時払終身保険」を2019年12月に発売しました。

（販売サービス態勢面）

販売サービス態勢の強化に向けて、アドバイザーの「質」「量」の拡充に取り組んでいます。具体的には、新人アドバイザーの集合育成組織の増設や、健康関連知識の習得を含む、販売力強化に向けた教育を推進しました。

販売面では、商品の必要性を解説し、お客さまの意向を確認する「コンセプトパンフレット」の内容を充実させ、その活用を推進するなど、コンサルティングの高度化に取り組まれました。また、新たなお客さまとの接点拡充に向けて、WEBプロモーションの拡大や、法人営業部門との協働による団体従業員へのアプローチ強化に引き続き取り組むとともに、各地域のお客さまを対象としたさまざまな健康増進イベントを全国規模で開催しました。

さらに、2019年9月から、タブレット型新営業端末「マイスタープラス」や社用スマートフォン「MYフォン」を導入し、お手続きにおけるお客さまの利便性向上や、アドバイザーのコンサルティング力強化、お客さまとのコミュニケーション拡大等を進めています。

こうした取組みの結果、当年度末時点のお客さま数（アドバイザー等チャネル）（※5）は707万人（前年度末差+4万人）と、中期経営計画目標の700万人を上回りました。

（※5）生命保険契約者（すえ置・年金受取中を含む）+生命保険被保険者+損害保険契約者（重複を除く）

【代理店営業チャネル】

銀行をはじめとする金融機関窓口販売では、資産運用ニーズ等にお応えする一時払保険の販売を推進しています。2019年8月に「外貨建一時払養老保険」において米ドル建の取扱いを新たに開始するとともに、2019年12月には、中長期の資産運用や生前贈与に活用できる三つのタイプの「外貨建一時払終身保険」を発売しました。

法人代理店等については、法人向け商品の税務取扱い見直しをふまえ、お客さまのニーズに基づいた保障の提供という基本スタンスのもと、代理店や営業担当者への教育を改めて徹底するとともに、募集資料の改訂等を行ないました。

【法人営業チャネル】

企業・団体の福利厚生制度の発展・サポートを目的に、民間企業・官公庁など、それぞれのマーケット特性に応じた商品・サービスを提供しています。

団体保険については、企業・団体の従業員等への提案機会を拡大するBtoEビジネス（※6）の推進を継続し、当年度末時点のお客さま数（法人営業チャネル）（※7）は500万人（前年度末差+3万人）と、中期経営計画目標の497万人を上回りました。また、団体保険保有契約高も116.3兆円（前年度末差+0.5兆円）と10年連続で増加しました。

団体年金については、媒介業務を行なう投資顧問子会社の商品ラインアップを拡充するとともに、運用安定化ニーズをとらえたリスク抑制型特別勘定プランの販売を強化しています。

あわせて、アドバイザーの活動基盤としての職域開拓や系列企業開拓など、法人営業の顧客基盤を活用し、企業・団体の従業員等との接点拡大に取り組んでいます。

（※6）Business to Employeeの略で、企業・団体の従業員等に対するアプローチを意味する当社用語

（※7）（新・）団体定期保険の被保険者数（当社単独・幹事契約の本人・配偶者）

【事務サービス】

（個人保険分野）

「マイスタープラス」を用いたご契約の保全・支払手続きの電子化拡大や手続き画面の機能拡充、「MYフォン」でのカメラ撮影による書類提出、「決済端末」を利用した保険料受領のキャッシュレス化など、ペーパーレス化・キャッシュレス化のさらなる推進を図り、手続きの簡便化やわかりやすさの向上に取り組まれました。

こうした、お客さまの利便性向上のための取組みを継続的に推進した結果、手続き満足度調査における「満足」との回答の割合（※8）は64.1%（前年度差+0.9pt）と過去最高となりました。

また、高齢者を中心としたアフターフォロー態勢の高度化に向け、「MY安心ファミリー登録制度」（第二連絡先）の登録を推進し、アドバイザー担当契約における65歳以上の登録者数は当年度末時点で約127.4万人（対象のご契約者の84.6%）となりました。さらに、「MY長寿ご契約点検制度」を通じた保険金の請求有無等の確認を進めるとともに、自力ではお手続きが困難なお客さまを代筆等でサポートする「MYアシスト+（プラス）」制度への登録を引き続き推進しています。

なお、コミュニケーションセンターにおける高齢者に対する積極的なサービス向上の取組みが評価され、公益社団法人企業情報化協会が主催する「2019年度カスタマーサポート表彰制度」（※9）において、生命保険会社としては初の「最優秀賞」を受賞しました。

（※8）「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5つの選択肢のうち、「満足」と回答したお客さまの割合

（※9）お客さまに対するサポート・サービスに関して、創意工夫や先進的な試みを通じ、顧客満足度の向上など、経営に優れた貢献をし、カスタマーサポートの推進・発展に寄与したと認められる企業等を表彰する制度

（企業保険分野）

団体窓口向けインターネット事務サービス「MY法人ポータル」の利用推進や、お客さまのご意見・ご要望をふまえた各種事務サービスの見直しなど、お客さまの利便性向上を通じたお客さま満足度を高める取組みを継続的に行なっています。その結果、法人部所管団体における「MY法人ポータル」の当年度末時点の継続利用率は88.7%（前年度差+1.9pt）となるとともに、団体事務手続き満足度調査における総合満足度（※10）は、70.4%（前年度差+5.1pt）となりました。

また、団体保険の退職者用保険のご契約者に対しても、法人版「MY長寿ご契約点検制度」を通じたアフターフォローに継続して取り組み、保険金の請求有無等を確認したお客さまは当年度末時点で累計約15,260人（対象のご契約者の99.7%）に達し、ご要望に応じて各種お手続きを行ないました。

（※10）「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5つの選択肢のうち、「満足」または「やや満足」と回答したお客さまの割合

【資産運用】

サープラス・マネジメント型ALM（※11）の考え方に基づく運用を基本としつつ、超低金利環境や市場動向に対応した効果的な投融資を実施しています。

当年度は、内外金利差や為替水準をふまえ、米国金利が上昇した局面や円高となった局面において、外国公社債を中心とした投融資を行なうなど、市場環境に応じた効果的な資産配分を実施しました。

収益力の強化に向けては、資産運用手法の高度化・多様化や、資産運用ガバナンス・リスク管理の高度化等に取り組む一環として、クレジット投融資を強化しました。中期経営計画期間累計で1兆6,000億円を投融資する計画に対し、当年度は国内外の企業向けの貸付や社債の買入れ、プロジェクト向け貸付等を行ない、これまで市場環境に応じた資産配分を実施してきた結果、2017年度からの累計の投融資額は約1兆8,374億円と、計画を上回りました。

加えて、社会・経済のサステナビリティ（持続可能性）向上に貢献する観点から、サステナビリティ投融資を推進しました。具体

的には、いわゆるESG分野に加え、地方創生やインフラ、イノベーション関連分野等を主な投融資対象とし、中期経営計画期間累計で5,000億円の投融資をめざすなか、当年度は再生可能エネルギー発電プロジェクト向け融資や、用途を環境分野への取組みに特化したグリーンボンドの買入れ等を行なった結果、2017年度からの累計の投融資額は約6,970億円と、計画を大幅に上回りました。

また、「基本ポートフォリオ」を当年度より新たに資産区分（※12）別に策定し、時価ベースで計測した資産および負債の将来的な推移や、会社全体のリスク・リターンプロファイルを把握するなど、統合的リスク管理（ERM）（※13）に基づく先進的な経営管理の定着・浸透を図っています。

さらに、スチュワードシップ活動については、利益相反管理の強化や、議決権行使結果の個別開示、反対理由開示等による情報拡充など、責任投資態勢の高度化を進めました。

これらの取組みにより、当年度の利差益は、3,186億円（前年度差+453億円）となりました。

（※11）サープラス・マネジメント型ALM〔Asset Liability Management〕とは、経済価値（市場価値あるいは将来キャッシュ・フロー等による市場整合的な価値）で評価した資産価値と負債価値の差額であるサープラスを資本概念として捉え、その変動リスクをコントロールする資産負債の総合的な管理のこと

（※12）個人保険や団体年金保険等の保険負債の特性等に応じて設定する、資産運用における内部管理上の区分

（※13）統合的リスク管理（ERM〔Enterprise Risk Management〕）とは、会社全体のリスク、リターン、資本を経済価値ベースで定量的にコントロールし、リスク回避の基本方針を策定する一方、とるべきリスクをとりながら企業価値の最大化をめざす経営管理手法のこと

<成長戦略（国内生命保険事業以外）>

【海外保険事業】

グローバルな成長機会を取り込みつつ、安定的かつ持続的な利益成長の実現により、ご契約者利益に貢献することをめざして、当社の経験・ノウハウの提供等を通じた既存投資先とのシナジー創出や収益力強化に努めています。また、海外保険事業の着実な発展を支えるグローバル人材の育成に取り組むとともに、海外拠点を活用した新規投資の調査・研究を推進しています。

なお、既存投資先5カ国7社の2019年1-12月期のグループ基礎利益への貢献額は、603億円（※14）（前年同期差+71億円）と拡大し、全体に占める割合は9.5%（前年度末差+1.1pt）となりました。

（※14）スタンコープ・ファイナンシャル・グループにおいては2019年度より財務会計の管理方法を変更

【国内関連事業】

国内グループ会社各社、各財団は、それぞれが強みとする専門性をより高めるとともにガバナンス態勢を高度化することで、ご契約者利益の向上や社会貢献に取り組んでいます。

明治安田損害保険株式会社では、統合的リスク管理（ERM）に基づく経営管理態勢の高度化に取り組むとともに、グループ資本の有効活用を目的として、資本金を2019年6月に520億円から100億円へ変更しました。

また、調査・研究体制の強化を目的として、ヘルスケア・デジタル分野等に関する基礎調査・研究機能を株式会社明治安田総合研究所へ2019年4月に移管し、2019年11月に完全子会社化しました。

さらに、国内グループ会社13社が、健康企業宣言東京推進協議会が運営する「健康優良企業認定制度」（※15）において「銀の認定」を取得しました。

なお、国内グループ会社のグループ基礎利益への貢献額は、39億円となりました。

（※15）健康優良企業をめざして企業全体で健康づくりに取り組むことを宣言し、一定の成果を上げた場合に「健康優良企業」として認定される制度

<経営基盤戦略>

【グループ経営管理】

当社グループ全体の収益規模に対する国内・海外関連事業のウェイトの拡大と、国際的な監督規制の動向等をふまえ、グループ経営管理態勢の強化に取り組んでいます。

当年度は、グループ運営の強化を図るため「グループ経営責任者」「グループリスク管理責任者」「グループコンプライアンス責任者」「グループ監査責任者」の職制と、グループ事項を報告する会議体である「グループ経営本部会議」を新設しました。また、当社が個別に資本配賦（※16）を行なう重要子会社である、スタンコープ・ファイナンシャル・グループおよび明治安田損害保険株式会社との間では、リスク管理、コンプライアンス、内部監査の3領域の「グループ会議」を設置し、グループ経営にかかる重要事項等について確認・共有しています。

また、当社グループの経営の方向性を共有するための「グループメッセージ」として、「Creating peace of mind, together」を定めました（2020年4月1日制定）。

（※16）事業分野やリスク種類ごとのリスクテイク可能なリスク量の上限を定めること

【コーポレートガバナンス】

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針をとりまとめ制定・公表している「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、引き続きコーポレートガバナンス態勢の整備を推進しました。

当年度は、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、2019年4-6月株主総会開催分の議決権行使結果から、会社提案への不賛同の理由等についても開示を開始したほか、法定ディスクロージャー誌「明治安田生命の現況〔統合報告書〕」において、SDGs（※17）の達成へ向けた当社の事業活動における優先課題や気候変動リスクへの取組みを新たに開示するなど、引き続き経営の透明性を高めるため積極的な情報開示を行ないました。

（※17）持続可能な社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成される国際目標

【統合的リスク管理（ERM）】

リスクテイクの意思を定めた「リスクアベタイト」のもと、「資本配賦」などERMを活用した経営計画を定め、企業価値（EEV）や経済価値ベースのソルベンシー比率（ESR）といった経営目標の達成に向けて取り組みました。

当年度は、経済価値ベースの資本規制導入を念頭に置きつつ、中期経営計画における運営上の課題点をふまえながら、リスクコントロールの精緻化等のERM運営態勢の高度化を実施しました。

グループベースでは、ERM基本方針をグループERM基本方針に再構築するなど、グループERM態勢の高度化を推進しました。

（資本政策）

経済環境が極度に悪化した場合でも保険金等の確実なお支払いを可能とする財務基盤の維持・向上を図るため、当年度末までに、

所定の内部留保と外部調達資本の合計であるオンバランス自己資本を3兆円まで積み増すことを中期経営計画目標として定めており、当年度は内部留保の積み増しに加えて、2019年8月に基金500億円を再募集し、9月には国内劣後債800億円を発行するなど、自己資本の着実な積み増しを推進しました。その結果、当年度末時点のオンバランス自己資本は、中期経営計画目標の3兆円を上回る31,053億円（前年度末差+1,864億円）となりました。

〔リスク管理〕

業務遂行から生じるさまざまなリスクを総合的に把握・認識し、定量的・定性的なリスク評価、モニタリング、リスクコントロール活動といったリスク管理プロセスを通じて、事業全体の統合リスク管理を推進しています。

特に、当社にとって影響の大きいリスクについては、重要リスクとして特定し、このうち、経営として特に注視していくべきリスクとして、「市場環境の急変に伴う財務健全性の低下」「募集コンプライアンスへの対応不十分」「海外保険事業への対応不十分」の三つを定め、その対応策を経営計画に反映し、リスク発生の未然防止や発生時の影響軽減に取り組みました。その他、「サイバーセキュリティ強化への対応不十分」を重要リスクに定め、技術的な対策の強化、専門体制（CSIRT）による情報収集、定期的な訓練等を実施しました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、従業員一人ひとりの衛生管理の徹底に加え、時差出勤やテレワークの活用、テレビ会議システム等の利用、海外渡航の禁止など、感染リスクの抑制に取り組みました。さらに、同一業務に従事する従業員の執務場所を分散させるなど、社内で感染者が発生した場合でも、事業継続への影響を最小限に抑える対応を行いました。

〔コンプライアンス〕

業務遂行のあらゆる面においてコンプライアンスが最優先されるという基本的考え方のもと、グループベースのコンプライアンス態勢の高度化やコンプライアンス風土の確立に向けた取組みを進めています。

当年度は、「グループ利益相反管理基本方針」の制定や議決権行使にかかる利益相反検証体制の強化を通じて、利益相反管理態勢の高度化に取り組みむとともに、マナー・ローディングおよびテロ資金供与対策をはじめとする金融犯罪対策にかかる態勢高度化に取り組みました。

また、内部通報制度にかかる態勢整備を継続的に進めてきた結果、2019年5月には、消費者庁の内部通報制度認証における自己適合宣言登録制度（※18）に登録されました。

（※18）事業者が自社の内部通報制度を評価し、認証基準に適合している場合、事業者からの申請に基づき指定登録機関がその内容を確認した結果を登録する制度

〔人事政策〕

従業員一人ひとりの「ワーク・エンゲイジメント」（※19）の向上をめざし、働きがいと働きやすさの両面を追求する取組みを進めました。具体的には、「人材力の持続的向上」に向けて、「明治安田フィロソフィー」の理念教育を進めるとともに、各種育成プログラムの拡充・高度化等を通じて人材力の底上げ、専門人材のすそ野拡大、将来の経営を担う人材の計画的な選抜・育成に取り組みました。

また、「多様性受容と活躍支援」にも取り組んでおり、女性層やシニア層、障がい者の活躍支援を重点的に進めるとともに、職場の上司・部下や同僚同士が多様な人材を受け入れるための風土づくりに取り組みました。具体的な取組みとして、2019年4月から65歳定年制の導入とシニア層の積極的な上位職登用を推進し、また、女性管理職の割合を2020年4月までに30%に引き上げることを目標に掲げて取組みを進め、同割合は30.1%（384名）と目標を達成しました。

さらに、「働き方改革」として、適切な勤務管理や生産性向上の取組みを推進するとともに、年次有給休暇の時間単位付与やフレックスタイム制のコアタイムの廃止など、働きやすい環境の整備に取り組みました。

（※19）一人ひとりが誇りとやりがいを感じながら活き活きとチャレンジングに働く状態

〔業務効率化〕

既存業務の削減・廃止等による余力創出を目的に、テレビ会議システム等の新インフラを導入し、その利活用を促進するとともに、各組織の業務効率化推進の判断基準を示したガイドラインを作成し、その浸透・定着を徹底しました。その結果、全従業員を対象とした2020年1月の調査では、当年度始と比較して全社平均で約10%、2016年度始との比較では約35%の業務効率化を実現しました。

なお、決算業務に関しては、将来的な経済価値ベースによる決算と日本基準の決算との両立を視野に、日本基準の決算業務の効率化・早期化に取り組んでいます。業務内容の見直しや最新のICTの活用等により、2022年度決算までに2017年度決算比で30%の業務量削減をめざしており、2019年度決算では計画どおり累計約12%の効率化を実現しました。

〔情報投資〕

経営基盤の強化や経営戦略の実現を目的に、システム開発態勢やシステム基盤の強化に取り組んでいます。具体的にはシステム専門人材の採用・育成の強化や、パブリッククラウド活用等の最適なシステムインフラの検討、保険商品の契約管理システム基盤の構築計画の策定等を行ないました。

加えて、サービス向上や業務効率化を目的に、タブレット型新営業端末「マイスタープラス」や社用スマートフォン「MYフォン」を導入するなど、営業システムインフラを刷新しました。

〔イノベーションの創出〕

中期経営計画の成長戦略の一環として、「先端技術等によるイノベーション」創出に資する取組みを推進しました。

「人工知能・ICT」の領域では、主に生命保険会社の基幹業務（保険引受や保険金支払査定、保険営業活動、資産運用およびお客さまからの照会対応業務等）において、人工知能やデータ分析ツール、RPA（※20）の活用など、最新ICTの適用範囲を順次拡大しています。また、文章等のテキストデータの内容を解析・分類するツールを展開し、本社事務の効率化を進めています。

「ヘルスケア」の領域では、疾病の予防および早期発見等の未病分野における新たなサービスの提供をめざし調査・研究を行なっています。具体的には、認知症予防を目的としたスマートフォンアプリ「かんたんブレインチェック」を日本アイ・ビー・エム株式会社や筑波大学と共同開発し、2020年2月から提供を開始しました。また、弘前大学と共同で健康意識向上に向けた教育プログラムの開発や、未病予測モデルの構築に取り組んでいます。

（※20）Robotic Process Automationの略で、人がPCで行なう定型作業をソフトウェアに設定し、作業を代替するシステム

＜ブランド戦略＞

企業ビジョンに基づくブランドイメージの確立と浸透をめざし、健康増進に係る取組みや対面のアフターフォロー等における当社独自の活動を推進するとともに、当社を身近に感じていただける情報発信に努めています。

アウトアープロモーションにおいては、健康増進を応援する当社らしい取組みとして「みんなの健活プロジェクト」の商品・サービスのPRを集中的に行なったほか、「Jリーグ協賛に基づくウォーキングイベントや、全国大会として開催したゴルフーナメントなど幅広い運動

機会を提供し、スポーツ支援を通じた企業イメージの浸透に取り組みました。

また、「対面のアフターフォロー」の価値を訴求すべく、ご契約の定期点検等を通じたお客さまのご意向に沿ったアフターフォローの実践、高齢のお客さま向け各種制度のご案内に加え、2019年11月からは「MY健活レポート」を活用した健康アドバイス等を行なう「健活サポート活動」を開始し、当社ならではのアフターフォローの価値を実感いただける取組みを拡大しました。

これらの取組みは、さまざまな広告媒体を使った宣伝活動に加え、公式ホームページやSNS公式アカウント等の自社保有メディアを活用して積極的に紹介しています。

<「企業ビジョン実現プロジェクト」の実施状況>

企業ビジョンの実現に向けて、一人ひとりが創造力をもって積極的・主体的に取り組む企業風土の醸成をめざして、2017年から本プロジェクトを展開しています。

プロジェクト3年目となる当年度は、「明治安田フィロソフィー」のさらなる浸透に向け、推進の原動力である各組織単位の小集団活動「Kizuna(キズナ)運動」を中心に、「みんなの健活プロジェクト」の活動を中軸とした「お客さまとの絆」「地域社会との絆」「働く仲間との絆」を深める取組みや、従業員の一体感向上に向けたボトムアップ型の取組みを全員参画で行ないました。

具体的には、自治体と連携したウォーキングイベントの開催、誕生日やご契約の節目等に合わせ、アドバイザーがお客さまへの想いを手書きのメッセージでお届けする「MYメッセージ活動」(当年度約666万枚/前年度比+約27%)等を推進しました。また、「明治安田生命Jリーグ」の応援では、「全員がサポーター」を合言葉に、約38.5万人(前年比+約11%)のお客さまおよび当社従業員とその家族がスタジアムで観戦するなど、全社で活発な取組みを展開しました。

こうした取組みに加え、「明治安田フィロソフィー」の理解促進のための研修や、フィロソフィーの実現に向けて一人ひとりの行動を考える従業員同士の討議等を繰り返し実施しました。

<主要業績の概況>

[当期における当社の主要業績について]

2019年度における当社の主要業績は次のとおりです。

個人保険・個人年金保険は、保険料ベースの業績指標である年換算保険料(各契約について、お支払いいただく保険料を1年あたりに換算した業績指標)において、新契約年換算保険料が1,051億円、年度末での保有契約年換算保険料が2兆2,267億円となりました。このうち、第三分野(医療・介護保障等)は、新契約年換算保険料が399億円、年度末での保有契約年換算保険料が4,452億円となりました。

団体保険の年度末保有契約高は116兆3,348億円、団体年金保険の年度末保有契約高(責任準備金の金額)は7兆7,864億円となりました。なお、明治安田アセットマネジメント株式会社が受託している団体年金資産を加えた明治安田生命グループ全体での団体年金資産の契約・受託残高は、9兆228億円でした。

(新契約年換算保険料)

	当年度 金額		前年度 金額
	前年度比増減率		
個人保険・個人年金保険	1,051億円	△25.6%	1,413億円
うち 第三分野	399億円	△26.5%	543億円

(減少契約年換算保険料)

	当年度 金額		前年度 金額
	前年度比増減率		
個人保険・個人年金保険	1,440億円	13.6%	1,268億円

(保有契約年換算保険料)

	当年度末 金額		前年度末 金額
	前年度末比増減率		
個人保険・個人年金保険	2兆2,267億円	△1.7%	2兆2,656億円
うち 第三分野	4,452億円	3.1%	4,320億円

以下の契約高には、第三分野の業績は含まれていません。

(新契約高)

	当年度 金額		前年度 金額
	前年度比増減率		
個人保険・個人年金保険	1兆1,267億円	△21.1%	1兆4,271億円

(減少契約高)

	当年度 金額		前年度 金額
	前年度比増減率		
個人保険・個人年金保険	4兆8,239億円	△7.0%	5兆1,896億円

(保有契約高)

	当年度末 金額		前年度末 金額
	前年度末比増減率		
個人保険・個人年金保険	71兆 676億円	△4.9%	74兆7,648億円
団体 保 険	116兆3,348億円	0.4%	115兆8,156億円
団 体 年 金 保 険	7兆7,864億円	1.2%	7兆6,913億円

経常収益では、保険料等収入が2兆5,933億円となりました。うち個人保険は1兆3,508億円、個人年金保険は3,300億円、団体保険は2,859億円、団体年金保険は5,877億円となりました。資産運用収益は、利息及び配当金等収入が8,716億円、有価証券償還益が899億円、有価証券売却益が192億円で、資産運用収益合計では9,810億円となりました。

経常費用では、保険金等支払金は2兆2,934億円、うち個人保険・個人年金保険が1兆5,573億円、団体保険が1,500億円、団体年金保険が5,558億円となりました。責任準備金等繰入額は、2,615億円となりました。資産運用費用は、金融派生商品費用が1,356

億円、有価証券評価損が1,041億円、支払利息が142億円、有価証券売却損が62億円で、資産運用費用合計では3,584億円でした。事業費は、3,620億円となりました。

これらの結果、経常利益は2,354億円でした。また、基礎利益（保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表わす指標）は5,916億円となりました。

特別損益のうち、特別損失は、減損損失22億円、固定資産等処分損16億円を計上したほか、価格変動準備金へ165億円繰り入れる等、合計で209億円でした。

以上の結果、経常利益に、特別損益、法人税等を加減した当期純剰余は2,001億円となりました。

当期純剰余に土地再評価差額金取崩額等を反映し、当期末処分剰余金は2,001億円となりました。当期末処分剰余金から剰余金処分案にて社員配当準備金に1,488億円繰り入れることとしています。

	当年度金額		前年度金額
	金額	前年度比増減率	
経常収益	3兆6,478億円	△3.2%	3兆7,682億円
保険料等収入	2兆5,933億円	△6.4%	2兆7,708億円
資産運用収益	9,810億円	7.6%	9,118億円
経常費用	3兆4,123億円	0.5%	3兆3,946億円
保険金等支払金	2兆2,934億円	4.0%	2兆2,054億円
責任準備金等繰入額	2,615億円	△43.8%	4,656億円
資産運用費用	3,584億円	57.8%	2,271億円
事業費	3,620億円	1.3%	3,574億円
経常利益	2,354億円	△37.0%	3,735億円
基礎利益	5,916億円	0.3%	5,896億円
特別利益	0億円	△100.0%	24億円
特別損失	209億円	△84.7%	1,366億円
当期純剰余	2,001億円	△10.1%	2,225億円
当期末処分剰余金	2,001億円	△10.4%	2,233億円

総資産については、年度末で39兆5,308億円となりました。

	当年度末金額		前年度末金額	
	金額	構成比	金額	構成比
総資産	39兆5,308億円	100.0%	39兆2,608億円	100.0%
現金及び預貯金等	1兆4,998億円	3.8%	1兆4,500億円	3.7%
有価証券	32兆4,412億円	82.1%	32兆1,821億円	82.0%
貸付金	4兆1,054億円	10.4%	4兆2,238億円	10.8%
有形固定資産	8,646億円	2.2%	8,703億円	2.2%

負債の大宗を占める責任準備金残高は32兆5,102億円でした。責任準備金は、法令等で定められている積立方式のうち、最も積立水準が高い平準純保険料式で積み立っています。

	当年度末金額		前年度末金額	
	金額	構成比	金額	構成比
負債の部合計	35兆9,752億円	91.0%	35兆2,293億円	89.7%
責任準備金	32兆5,102億円	82.2%	32兆2,487億円	82.1%
支払準備金	1,244億円	0.3%	1,304億円	0.3%
価格変動準備金	8,324億円	2.1%	8,159億円	2.1%
純資産の部合計	3兆5,556億円	9.0%	4兆 315億円	10.3%
基金・基金償却積立金	9,800億円	2.5%	9,300億円	2.4%
剰余金	4,607億円	1.2%	4,916億円	1.3%
その他有価証券評価差額金	1兆9,508億円	4.9%	2兆4,502億円	6.2%
負債及び純資産の部合計	39兆5,308億円	100.0%	39兆2,608億円	100.0%

ソルベンシー・マージン比率（行政監督上の指標の一つで、大災害や株価の暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクへの対応余力の水準を表す指標）は、1,069.3%となりました。

[当期における当社グループの主要業績について]

2019年度における当社グループの主要業績は次のとおりです。

経常収益は4兆733億円、経常利益は2,535億円、親会社に帰属する当期純剰余は2,078億円となりました。

	当年度金額		前年度金額
	金額	前年度比増減率	
経常収益	4兆 733億円	△2.6%	4兆1,825億円
経常利益	2,535億円	△35.1%	3,906億円
親会社に帰属する当期純剰余	2,078億円	△9.5%	2,295億円

グループ保険料（※21）は2兆9,118億円、グループ基礎利益（※22）は6,355億円となりました。

（※21）連結損益計算書上の保険料等収入

（※22）明治安田生命の基礎利益に連結される子会社および子法人等ならびに持分法適用の関連法人等のキャピタル損益等を控除した税引前利益のうち明治安田生命の持分相当額を合算し、明治安田生命グループ内の内部取引の一部を相殺した数値

	当年度金額		前年度金額
	金額	前年度比増減率	
グループ保険料	2兆9,118億円	△5.5%	3兆 813億円
グループ基礎利益	6,355億円	0.3%	6,338億円

総資産については、年度末で42兆6,138億円となりました。

	当年度末 金額	前年度末 金額
総 資 産	42兆6,138億円	42兆1,207億円

連結ソルベンシー・マージン比率は、1,143.6%となりました。

【対処すべき課題】

当社は生命保険相互会社として、経営理念に掲げる「確かな安心を、いつまでも」お届けしていくため、長期的に安定した経営が求められると認識していますが、今後の環境変化として、特に「金融環境の変動」「各領域における法令・規制の動向」「少子高齢化・人口減少等による社会構造の変化」「デジタル・ヘルスケア技術の進展」が経営に大きな影響を与えると考えています。

企業ビジョン「信頼を得て選ばれ続ける、人に一番やさしい生命保険会社」の実現に向け、こうした環境変化に適切に対応しつつ、お客さま、そしてお客さまが暮らす地域社会に寄り添い、「人生100年時代」にふさわしい当社独自の価値を提供していく必要があると考えています。

このような認識のもと、当社では10年後にめざす姿を『ひとに健康を、まちに元気を。』最も身近なリーディング生保へ』と定め、そこに至る道のりとして10年計画「MY Mutual Way 2030（2020～2029年度）」を策定しました。

一方、現在新型コロナウイルスの感染が拡大しており、今後、対面による営業・サービス活動が困難になるなど、業務遂行上の影響が拡大する懸念があると認識しています。

このような状況をふまえ、「お客さま・従業員の安全確保」と「既契約者との関係維持・保険金支払業務等の重要業務の確実な実行」を最優先とし、感染拡大の防止に向けて定めた従業員向けルールを徹底するとともに、生命保険契約をご継続いただけるよう「保険料の払込猶予期間の延長」や、「契約者貸付制度の貸付利息の免除」など、お客さま向けの特別対応のご案内等を実施しています。

こうしたなか、2020年度は10年計画のなかの単年度の取組みとして「とことん!アフターフォロー特別計画」を策定し、足元の新型コロナウイルスの感染拡大状況をふまえ、「対面」に加え「非対面」の方法も活用し、徹底的にお客さまのアフターフォローに取り組んでいくことにしました。また、これと並行して、10年計画のめざす姿の実現に向け、経営基盤の維持・拡充にも取り組んでいきます。

(2) 財産および損益の状況の推移

ア. 当社の財産および損益の状況の推移

区 分		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当期)
年度末契約高	個人保険	680,422	645,576	613,583	582,139
	個人年金保険	145,038	139,696	134,065	128,536
	団体保険	1,129,569	1,139,442	1,158,156	1,163,348
	団体年金保険	74,417	76,072	76,913	77,864
	その他の保険	3,240	3,180	2,534	2,213
		億円	億円	億円	億円
保険料等収入	2,615,872	2,719,469	2,770,879	2,593,355	
資産運用収益	816,067	890,118	911,810	981,072	
保険金等支払金	2,204,036	2,212,551	2,205,432	2,293,433	
経常利益	318,455	368,360	373,522	235,464	
当期純剰余	233,805	240,187	222,530	200,159	
社員配当準備金繰入額	169,815	185,731	169,630	148,874	
総 資 産	37,561,475	38,564,334	39,260,805	39,530,866	

イ. 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当期)
経常収益	3,875,469	4,117,073	4,182,501	4,073,384
経常利益	314,883	370,190	390,618	253,536
親会社に帰属する当期純剰余	223,730	265,038	229,579	207,848
純 資 産 額	4,044,345	4,123,752	3,986,421	3,541,362
総 資 産	40,412,770	41,543,423	42,120,715	42,613,896

(3) 支社等および代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)
支 社	90	90	0
営業部・営業所	931	940	9
海外事務所	2	2	0
計	1,023	1,032	9
代 理 店	2,030	2,280	250
計	3,053	3,312	259

(4) 使用人の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減(△)	当 期 末 現 在		
				平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数	平 均 給 与 月 額
内務職員	10,506	10,676	170	44 歳 8 月	16 年 5 月	339 千円
営業職員	32,444	33,000	556	47 歳 4 月		

(注) 1. 内務職員は、総合職・医務職・医療職・得意先担当職・契約社員の合計より、出向・休職・組合専従を除いた数です。
2. 平均給与月額は、2020年3月の税込基準内給与で賞与、時間外手当等は含みません。

(5) 主要な借入先の状況

特になし

(6) 資金調達状況

内 容	実 施 日	償却期限	金 額
基金の募集 (再募集)	2019年8月2日	2024年7月30日	500億円

内 容	発 行 日	償還期限	金 額
劣後特約付社債	2019年9月25日	2049年9月25日 (注)	800億円

(注) 償還期限は、発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能です。

(7) 設備投資の状況

ア. 設備投資の総額

設備投資の総額	36,450	百万円
---------	--------	-----

(注) 2019年度中に実施した設備投資の総額を記載しております。なお、設備投資は、有形固定資産および無形固定資産に係るものです。

イ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
明治安田システム・テクノロジー株式会社	東京都江東区	システム開発、運用管理業務、顧客企業へのコンサルティング業務、介護関連事業	1982年4月1日	百万円 100	% 100.0
明治安田アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業	1986年11月15日	百万円 1,000	92.9
明治安田損害保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	1996年8月8日	百万円 10,000	100.0
Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited	米国 ハワイ州 ホノルル市	生命保険・健康保険業務	1961年8月3日	万米ドル 635	100.0
Meiji Yasuda America Incorporated	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	金融経済調査、米国における不動産投資	1998年8月3日	万米ドル 4,266	100.0
StanCorp Financial Group, Inc.	米国 オレゴン州 ポートランド市	生命保険業務および保険関連事業	1998年9月23日	万米ドル 495,000	100.0

(注) 1. 明治安田システム・テクノロジー株式会社は、2019年4月1日付でMBS事業部門を分社化し、明治安田収納ビジネスサービス株式会社を設立しました。なお、同日付で、明治安田収納ビジネスサービス株式会社は当社の完全子会社となりました。
2. 明治安田損害保険株式会社は、2019年6月25日付で資本金を52,000百万円から10,000百万円に減少しています。
3. Pacific Guardian Life Insurance Company, Limitedへの資本参加は1976年3月26日、StanCorp Financial Group, Inc.への資本参加は2016年3月8日です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2.会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

ア. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
鈴木 伸 弥	取締役会長 指名委員 報酬委員	株式会社ほくほくフィナンシャル グループ取締役	
根 岸 秋 男	取締役 指名委員 報酬委員	株式会社ニコン取締役	
井 福 正 博	取締役	安田倉庫株式会社取締役	
荒 谷 雅 夫	取締役	株式会社山口銀行取締役 エイチディーアイ・インターナショナル株式会社監査役	
打 保 誠一郎	取締役 監査委員		
服 部 重 彦	取締役 (社外) 報酬委員長	株式会社島津製作所相談役	
落 合 誠 一	取締役 (社外) 監査委員長 報酬委員	弁護士 宇部興産株式会社取締役	
木 瀬 照 雄	取締役 (社外) 指名委員長 監査委員	TOTO株式会社特別顧問	
須 田 美 矢子	取締役 (社外) 指名委員 監査委員	一般財団法人キャノングローバル戦略 研究所特別顧問	
北 村 敬 子	取締役 (社外) 監査委員 報酬委員	京王電鉄株式会社監査役 日野自動車株式会社監査役	会計学を研究する専門家として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
秋 田 正 紀	取締役 (社外) 指名委員	株式会社松屋代表取締役社長執行役員 株式会社ギンザコア代表取締役会長	

(注) 監査委員会監査の実効性確保の観点から、質の高い情報収集、会計監査人および内部監査部門・内部統制部門等との連携強化等のため、社内取締役である監査委員を常勤監査委員として選定しています。

イ. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
鈴木 伸 弥	代表執行役	株式会社ほくほくフィナンシャル グループ取締役	
根 岸 秋 男	代表執行役 社 長	≪グループ経営責任者≫ 株式会社ニコン取締役	
井 福 正 博	執行役 副社長	≪グループ監査責任者≫ 内部監査部 安田倉庫株式会社取締役	2020年3月31日付で 執行役副社長を辞任 しました。
荒 谷 雅 夫	執行役 副社長	資産運用部門長 [運用企画部、融資部(※)、 クレジット投資部(※)、 証券運用部、特別勘定運用部、 不動産部、運用審査部(※)、 運用サービス部(※)] 秘書部 株式会社山口銀行取締役 エイチディーアイ・インターナショナル 株式会社監査役	
大 西 忠	専務執行役	「みんなの健活プロジェクト」 担当 営業企画部、法人営業企画部、 ブランド戦略部 株式会社北國銀行取締役	
牧 野 真 也	専務執行役	保険金部、商品部、 人事部(※)、情報システム部	
綾 井 康 之	専務執行役	個人営業部門長 [業務部]	2020年3月31日付で 専務執行役を辞任し ました。
山 内 和 紀	専務執行役	海外事業企画部、 海外事業推進部 スタンコープ・ファイナンシャル・ グループ株式会社取締役 スタンダード生命保険株式会社取締役 タイライフ・インシュアランス・ パブリック・カンパニー・リミテッド 取締役	
菊 川 隆 志	常務執行役	融資部、クレジット投資部、 運用サービス部	
梅 崎 輝 喜	常務執行役	≪グループコンプライアンス 責任者≫ 「お客さまの声」統括部、 コンプライアンス統括部、 法務部	
永 島 英 器	常務執行役	営業人事部、人事部、 関連事業部	
中 谷 新 司	常務執行役	公法人営業部門長 [公法人業務部]	

長尾浩一	常務執行役	契約部、法人サービス部、 団体年金サービス部		
中村篤志	常務執行役	海外事業企画部(※)、 広報部、企画部、調査部		
河村雅直	常務執行役	総合法人営業部門長 [総合法人業務部]		
上田泰史	常務執行役	収益管理部、総務部		
住吉敏幸	常務執行役	事務サービス企画部、 事務サポート部、 契約サービス部		
福井賢二	執行役	《グループリスク管理責任者》 運用審査部、情報システム部 (システム品質管理担当)、リ スク管理統括部		

(注) 1. 部門長の [] 内は、部門長が担当する業務の所管部を表わします。
2. 担当執行役配置部(※)の分掌業務にかかる個別案件についての決裁権限を有しません。

(2) 会社役員に対する報酬等

区分	支給人数	報酬等 百万円	基本報酬	業績連動報酬	その他報酬
			百万円	百万円	百万円
取締役	8	143	143	-	0
執行役	18	1,095	579	505	11
計	26	1,239	722	505	11

(注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬等は、執行役欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2019年7月2日開催の第72回定時総代会最終の時をもって退任した取締役1名分を含んでおります。
2. 当社は、2008年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
3. 上記に開示した金額、ならびに、これまでの事業報告書の報酬等として開示した金額のほか、退任している役員に対し、役員年金(退職慰労金)として、取締役48名に対し92百万円および監査役12名に対し13百万円を支給しております。
4. 当社は、2019年7月2日の報酬委員会において、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針について決議し、方針にもとづき策定された規程に則り、会社業績および個人評価を決定のうえ、支給金額を決議しました。方針は次のとおりです。
(1) 基本方針
取締役・執行役の報酬は、職務内容を勘案のうえ、当社の経営環境・会社業績等をふまえた適切な水準に設定する。
(2) 取締役の報酬
取締役の報酬は、職務内容・委員長委嘱等の有無に応じた固定報酬とする。
(3) 執行役の報酬
執行役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、基本報酬、業績連動報酬、代表権加算およびグループ責任者加算で構成する。
ア. 基本報酬、代表権加算およびグループ責任者加算は、役位および職務内容に応じた固定報酬とする。
イ. 業績連動報酬は、役位および職務内容別に定め、会社業績および会社業績に対する各人の貢献度合いに応じ、一定の範囲内で決定する。
5. 当社役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」と「業績連動報酬」と「その他報酬」から構成されており、「業績連動報酬」は会社業績部分および個人業績(評価)部分にわかれ、役位に応じて設定しています。「業績連動報酬」部分が報酬総額に対して占める割合は、役位に応じて39.7%から50.8%となります。(2019年度実績)
6. 「業績連動報酬」の指標は、経営目標と同一指標とし、企業価値EEV、個人保険分野における保有年換算保険料や法人営業分野における団体保険保有契約高などが主なものとなります。
7. その他報酬には、主なものとして社宅家賃補助等があります。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の概要
服部重彦 落合誠一 木瀬照雄 須田美矢子 北村敬子 秋田正紀	当該取締役の保険業法第53条の33第1項に関する責任につき、1,000万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3.社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
服部 重彦	<p>< 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況 > 株式会社島津製作所 相談役</p> <p>当社は、株式会社島津製作所と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>
落合 誠一	<p>弁護士</p> <p>< 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況 > 宇部興産株式会社 取締役</p> <p>当社は、宇部興産株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>
木瀬 照雄	<p>< 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況 > TOTO株式会社 特別顧問</p> <p>当社は、TOTO株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>
須田 美矢子	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 特別顧問
北村 敬子	<p>< 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況 > 京王電鉄株式会社 監査役 日野自動車株式会社 監査役</p> <p>当社は、京王電鉄株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 また、当社は、日野自動車株式会社と保険の取引があります。</p>
秋田 正紀	<p>< 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況 > 株式会社松屋 代表取締役社長執行役員 株式会社ゲンザコア 代表取締役会長</p> <p>当社は、株式会社松屋と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
服部 重彦	2012年7月3日就任	当年度取締役会14回開催のうち13回出席。 当年度報酬委員会7回開催のうち7回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
落合 誠一	2012年7月3日就任	当年度取締役会14回開催のうち14回出席。 当年度監査委員会15回開催のうち15回出席。 当年度報酬委員会7回開催のうち7回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、法律の専門家としての知識や経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
木瀬 照雄	2014年7月2日就任	当年度取締役会14回開催のうち14回出席。 当年度指名委員会6回開催のうち6回出席。 当年度監査委員会15回開催のうち15回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
須田 美矢子	2014年7月2日就任	当年度取締役会14回開催のうち14回出席。 当年度指名委員会6回開催のうち6回出席。 当年度監査委員会15回開催のうち15回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、金融経済の専門家としての知識や経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
北村 敬子	2015年7月2日就任	当年度取締役会14回開催のうち11回出席。 当年度監査委員会15回開催のうち12回出席。 当年度報酬委員会7回開催のうち6回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、財務および会計の専門家としての知識や経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
秋田 正紀	2017年7月4日就任	当年度取締役会14回開催のうち13回出席。 当年度指名委員会6回開催のうち6回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	100 百万円	-

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4.基金に関する事項

- (1) 基金拠出額 250,000百万円
 (2) 当年度末基金拠出者数 4名
 (3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名または名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額 百万円	基金拠出割合 %
明治安田生命2016基金特定目的会社	100,000	40.00
明治安田生命2017基金特定目的会社	50,000	20.00
明治安田生命2018基金特定目的会社	50,000	20.00
明治安田生命2019基金特定目的会社	50,000	20.00

(注) 明治安田生命2016基金特定目的会社、明治安田生命2017基金特定目的会社、明治安田生命2018基金特定目的会社および明治安田生命2019基金特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、その発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しています。

5.会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 金井 沢治 指定有限責任社員 熊木 幸雄 指定有限責任社員 莫輪 康喜	会計監査人としての報酬等の額 201百万円	1. 監査委員会は、日本監査役協会が公表する「監査委員会監査基準」をふまえ、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、監査報酬の見積り、非監査業務の委託状況および非監査報酬などが適切であるかを確認のうえ、会計監査人の報酬等について同意しました。 2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託し対価を支払っています。 ・団体年金の受託業務に係る内部統制の保証業務等

(注) 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額261百万円

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

ア. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

1. 監査委員会決議による会計監査人の解任 監査委員会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。 監査委員会は、会計監査人の解任を監査委員会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、監査委員全員の同意によって、会計監査人を解任する。 なお、この場合、監査委員会が選定した監査委員は、監査委員会決議により会計監査人を解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される総代会に報告する。
2. 総代会決議による会計監査人の解任 監査委員会は、会計監査人が前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人に適正な監査が期待できない場合には、総代会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。 監査委員会は、会計監査人の解任を総代会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定する。
3. 会計監査人の不再任 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが適切であるかについて確認し、会計監査人の不再任の検討を行なう。 監査委員会は、会計監査人の不再任を妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定する。

イ. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子法人等の計算関係書類の監査の状況

当社の重要な子法人等のうち、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc. およびMeiji Yasuda America Incorporatedは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

6.業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において「グループ内部統制基本方針」を定めております。同基本方針の内容とその運用状況の概要は次のとおりです。

<グループ内部統制基本方針>

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念の実現のために、以下のとおり、当社ならびにグループ会社からなる明治安田生命グループ（以下、グループ）の内部統制に関する基本的な事項を定める。

なお、本方針において、グループ会社とは、子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人等をいう。

1. 監査委員会の職務の執行のために必要な体制

(1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人、当該使用人の当社の執行役および執行役員からの独立性ならびに監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関して以下のとおり整備する。

ア. 監査委員会事務局

当社は、監査委員会の直属の組織として監査委員会事務局を設置し、執行役および執行役員からの指揮命令を受けずに監査委員会を補助する組織・要員を確保する。

イ. 監査委員会事務局への要員配置

当社は、監査委員会事務局には監査が実効的に行なわれるために、それに必要な知識能力を備えた使用人を継続的に配置する。

ウ. 独立性および指示の実効性の確保

当社は、監査委員会事務局に所属する使用人の執行役および執行役員からの独立性および監査委員会による当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

当社は、監査委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分に関する事項については監査委員会の同意がなければこれを行なうことができない。

(2) 監査委員会への報告に関する体制を以下のとおり整備する。

ア. 当社は、以下の事項を中心に、当社の重要会議への監査委員出席、当社およびグループ会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、使用人等もしくはこれらの者から報告を受けた者と監査委員会または監査委員との定期的な意見交換または個別報告を通じ、監査委員会への適切な報告体制を確保する。

また、上記報告に関して、その報告者が不利な取扱いを受けない体制を確保する。

1. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の事業の状況、業務および財産の状況

2. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の内部統制システムの構築状況および運用状況

3. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の苦情の処理および内部通報制度の運営の状況

4. その他監査委員会が監査上報告を受けることが必要と認める当社およびグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

(3) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア. 内部監査部との連携

当社は、監査委員会が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査部から監査の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査部に対して調査を求める等、内部監査部との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。

イ. 文書・規程類等重要な記録の確認

当社は、監査委員会が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

ウ. 監査費用

当社は、監査委員会または監査委員がその職務の執行に係る費用等について、あらかじめ予算を計上するとともに、追加の費用が発生したときは、その職務の執行に必要な費用であると認められる場合を除き、これを負担する。

【運用状況の概要】

当社は、監査委員会の直属の組織として監査委員会事務局を設置しており、同事務局所属員の人事異動等について監査委員会の同意を経て実施しています。

監査委員会および常勤監査委員は、代表執行役をはじめとする執行役等から定期的に報告を受け、意見交換を行なうとともに、常勤監査委員または監査委員会事務局所属員は、「監査委員会監査細則」に基づき、経営会議、内部統制検証委員会のほか、重要な会議、委員会に出席しています。

内部監査部は、監査委員会に対し四半期ごとに内部監査概況を報告し、また、内部監査部長は、常勤監査委員に対し月1回の定例報告に加え随時報告を実施しています。

監査委員会事務局は、内部通報の内容を確認し、重要性の高い通報を常勤監査委員および監査委員会に報告しています。また、コンプライアンス統括部は、内部通報にかかる事実調査結果の分析等を四半期ごとに監査委員会に報告しています。

なお、2020年4月1日付で、内部監査のより実効的な機能発揮に向け、「内部監査部」を監査委員会直属の組織として「監査部」に改正し、経営からの独立性を強化するとともに、「監査委員会事務局」は「監査部」に機能移管しています。

2. 業務の適正を確保するために必要な体制

(1) 当社は、グループ全体の適正な経営を実現するため、グループ経営に関する基本的事項を「国内グループ会社経営管理規程」および「海外グループ会社経営管理規程」に定めるとともに、これに基づき、グループ会社の事業特性をふまえた管理等を効率的に行ない、グループ会社の適正な業務運営のための管理体制およびコンプライアンス・リスク管理態勢の整備を支援する

(2) 当社は、当社およびグループ会社のリスク管理、コンプライアンス態勢およびお客さま対応体制を一元的に管理する統括部署として、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、「お客さまの声」統括部を設置するとともに、グループ全体の内部統制の実効性を高めるため、内部統制の有効性を検証する部署として内部監査部を設置する。

(3) 当社は、グループにおける内部統制の体制整備および運営に必要な領域について方針等を定める。

(4) 当社はグループ会社に対し、必要に応じて取締役、監査役等を派遣し、グループ会社の経営の適正を検証する。

(5) 当社は、保険業法、その他の海外も含めた関係法令等の遵守を前提とし、また、グループ会社の出資割合や覚書の定め等をふまえて、グループ会社における経営計画等の策定、業務執行等に関する支援・指導・管理・監視を実施する。グループ会社の内部統制は、次の区分に基づき推進する。

ア. 子会社・子法人等

事業特性、規模、適用法令等をふまえ、定期的または適時に行なうべき事前協議事項および報告事項等を定めるとともに、適切な報告体制を確保する。なお、資本配賦を行なう等、当社が経営戦略上重要と位置付ける子会社については、当社内部統制に準じた体制整備を推進する。

イ. 関連法人等

事業特性、規模、適用法令、出資割合等をふまえ、経営管理に係るモニタリング等を行なう。

- (6) 当社およびグループ会社は、グループ間取引に際し、アームズ・レングス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生を防止するための体制を整備する。
- (7) 当社は、グループ会社において生じ得る不祥事件等が、当社やグループ会社の健全性等に影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、重大な不祥事件等が生じた場合、その影響が当社やグループ会社に波及することを最小限に留めるべく、当該社が速やかに当社に報告する体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、グループ全体の適正な経営の実現を図るため、国内は「国内グループ会社経営管理規程」、海外は「海外グループ会社経営管理規程」を定めるとともに、当該規程に基づき、総括管理部が一元的に管理する体制を整備しています。

2019年4月には、グループ経営管理の高度化に向け、「グループCEO（グループ経営責任者）」「グループCRO（グループリスク管理責任者）」「グループCCO（グループコンプライアンス責任者）」等の職制を新設しました。

また、グループ整合的な統制を図る観点から、2018年10月に「グループ内部統制基本方針」、「グループコンプライアンス基本方針」、「グループリスク管理基本方針」、「グループ内部監査基本方針」を制定するとともに、2019年10月には、8つの領域に関する5つのグループ方針（ERM、数理、利益相反管理、外部委託、危機管理）を制定しました。

グループ会社への取締役や監査役の派遣等を通じて、その業務執行を監督・監視するとともに、当社が個別に資本配賦を行なう重要子会社との間で、コンプライアンス、リスク管理、内部監査について意見交換を行なうグループ会議を開催しました。

グループ会社の事業特性、規模、適用法令等、また、当社の出資割合等に応じて、グループ会社が当社に対して事前協議または報告すべき事項等を約定しています。

グループ会社の経営管理態勢のさらなる高度化に向け、「国内グループ会社経営管理改革推進委員会」「海外保険事業改革推進委員会」「ガバナンス改革推進委員会」を設置し、各種取組みについて審議・報告を行ないました（2019年度は、各委員会を、9回、15回、12回開催）。

3. 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてコンプライアンス統括部を設置する。
- (2) 当社は、「グループコンプライアンス基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- (3) 当社およびグループ会社は、反社会的勢力による不当要求等の事案発生時の対応を適切に行なうための体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、当社およびグループ会社との取引がマネー・ローンドリング等に利用されないよう措置を講じるとともに、インサイダー取引等の不正な取引の発生を防止するための態勢を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、コンプライアンス統括部を設置し、グループのコンプライアンスに関する事項を一元管理する体制としています。

また、「グループコンプライアンス基本方針」のほか関連規程等を制定し、当該方針、規程等に基づき、国内関連事業、海外保険関連事業の各総括管理部とコンプライアンス統括部が連携して、グループ会社の状況に応じて、コンプライアンス推進状況をモニタリングするとともに、必要に応じて指導・支援をしています。

反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力対応規程」等を制定し、反社会的勢力の混入・介入等への報告体制、反社会的勢力との関係遮断、不当要求対応に関する教育・指導等について定めるとともに、当該規程等に基づき対応し、対応状況を定期的に経営会議・取締役会に報告しています。

監督官庁等の関係機関の動向等もふまえ、マネー・ローンドリングおよびテロ資金供与防止対策にかかるいっそうの態勢高度化に取り組んでいます。

4. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、グループのリスク管理の態勢整備・推進を行なう部署としてリスク管理統括部を設置する。
- (2) 当社は、「グループリスク管理基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体のリスク管理を推進する。
- (3) 当社は、グループ会社リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「国内グループ会社リスク管理規程」および「海外グループ会社リスク管理規程」に基づき、実効性あるリスク管理を通じて、グループ会社の健全かつ適切な業務運営を確保する。

【運用状況の概要】

当社は、リスク管理統括部を設置し、グループのリスク管理の態勢整備・推進を行なう体制としています。

「グループリスク管理基本方針」のほか関連規程を制定し、グループのリスク管理の基本的な考え方、当社グループ全体の諸リスクを適切に管理するための基本的事項を定め、グループ全体のリスク管理態勢を構築しています。

グループ重要リスク管理の枠組みを整備し、グループ重要リスクを特定し、モニタリング計画・モニタリング手法を策定し、モニタリングを実施しています。

グループ全体の健全かつ適切な業務運営の確保のため、国内は「国内グループ会社リスク管理規程」、海外は「海外グループ会社リスク管理規程」等、必要な規程等を整備し、グループ会社のリスク管理状況を定期的に経営会議、取締役会に報告しています。

5. 内部監査に関する体制

- (1) 当社は、「グループ内部監査基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体の内部監査体制の整備を推進する。
- (2) 当社の内部監査部は、当社の内部監査を定期的実施するとともにグループ会社の内部監査状況をモニタリングする。また、覚書の定め等もふまえつつ、必要に応じてグループ会社の監査を実施する。その結果を監査対象部署・監査対象会社に通知し、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役会等に適宜状況を報告する。

【運用状況の概要】

当社は、内部監査部を設置し、グループ内部監査態勢の構築・整備等を行なう体制としています。
「グループ内部監査基本方針」のほか関連規程等を制定し、当該方針、規程等に基づき、当社およびグループ会社の内部監査等を実施しています。
監査結果の概要・分析結果（監査概況）を定期的に経営会議、監査委員会および取締役会に報告するとともに、各監査の指摘事項は、改善フォローを行ない、監査概況で状況を報告しています。
なお、2020年4月1日付で、内部監査のより実効的な機能発揮に向け、「内部監査部」を監査委員会直属の組織として「監査部」に改正し、経営からの独立性を強化しています。

6. 当社単体の内部統制(1～5.に記載する事項を除く)

(1) 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア. コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル

当社は、代表執行役をはじめ執行役員および執行役員がコンプライアンス誓約書を取締役に提出し、コンプライアンスの推進に誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンス・マニュアルを執行役、執行役員および使用人に配付し、周知徹底する。

イ. コンプライアンス実践計画

当社は、コンプライアンスを推進するため、具体的な実践計画を全社・本社各部・支社・法人部ごとに策定し、その計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

ウ. コンプライアンス違反(懸念)事象発生時の対応

当社は、コンプライアンス違反(懸念)事象が適切にコンプライアンス統括部および取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者を通じた報告体制を構築し、あわせて、社内・外に通報者保護に十分に留意した内部通報窓口を設置する。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

【運用状況の概要】

当社は、コンプライアンスを実現するための具体的な計画として「コンプライアンス実践計画」を毎年度策定し、その推進状況について、定期的に取締役会へ報告しています。
「内部通報管理規程」を制定し、当該規程に基づき、社内、社外の内部通報窓口を設置しています。内部通報制度の運用にあたっては、通報者保護を徹底するとともに、社外の専門家を委員とする「お客さまサービス推進諮問会議」および監査委員会による内部通報制度の第三者検証を実施しています。また、内部通報制度の運用状況について、定期的に取締役会に報告しています。
コンプライアンスの推進および推進態勢の整備ならびにコンプライアンスに関する部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、「コンプライアンス検証委員会」を設置しています(2019年度は当該委員会を10回開催)。

(2) リスク管理に関する体制を以下のとおり整備する。

ア. 組織別・種類別リスクならびに統合リスクの管理

当社は、国内外の規制動向等をふまえ、リスク管理プロセスの実効性を確保するよう、当社固有のリスクを十分認識したうえで、組織別および種類別のリスク管理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。

イ. リスク管理状況の報告およびリスク発生時の対応

当社は、リスク管理態勢の整備状況ならびにリスク管理状況について、定期的に取締役会等に報告する体制を構築するとともに、リスクが発生した場合に適切に取締役会等に報告されるよう体制を構築する。
また、リスク発生時に、適時、的確な事後対応、再発防止を行なうとともに、危機または危機に該当する可能性が相当程度高いリスクが発生した場合、もしくはその懸念がある場合には迅速な対応を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、「リスク管理基本規程」、「統合リスク管理規程」、「各種別別リスク管理規程」、「組織別別リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づき、各リスクの管理を行なっています。
リスク管理の実施および管理態勢の整備ならびにリスク管理に関する部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、「リスク管理検証委員会」を設置しています(2019年度は当該委員会を20回開催)。
経営計画の達成を阻害する重要な要因として特定した重要リスクを中心として、四半期ごとに、足元の外部環境、リスクテイク・回避状況をふまえて、当社のリスク管理状況を把握し、経営会議、取締役会に報告しています。
サイバーセキュリティ管理については、サイバーセキュリティ管理態勢強化ロードマップに基づき、段階的に高度化を推進するなど、外部環境の変化を捉えた態勢強化を図っています。
2019年度においては、役員・従業員が明治安田フィロソフィーに基づく判断・行動を主体的に行なうための行動指針(コンダクトガイドライン)の策定等の取組みを進めました。

(3) 執行役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア. 職務権限規程・経営会議

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、執行役の権限および責任の範囲を適切に定め、執行役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、取締役会が決裁する。

イ. 中期経営計画の策定

執行役は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

【運用状況の概要】

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」を制定し、執行役の権限および責任の範囲を明確化するとともに、規程等については、適宜見直しを実施することにより、機能の重複や権限の錯綜等を排除し、執行役が効率的に職務執行する体制を確保しています。経営上重要な事項については、経営会議における協議を経たうえで、「職務権限規程」に基づき代表執行役社長が決裁しています。当社の経営方針等にかかわる重要事項については、「取締役会規則」に基づき、取締役会に付議し、決議しています。
また、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、「当社は、(中略) 経営の監督機能と執行機能の分離を徹底し、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を、原則として執行役に委任」する旨を明らかにしています。また、コーポレートガバナンス高度化の観点から、業務執行の決定および業務の執行を担う役員と、主として個別業務の執行を担う役員について、それぞれの責任範囲を明確化することを目的に、執行役員制度を導入しています。

(4) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を以下のとおり整備する。

当社は、執行役の意思決定、および職務執行に係る情報（経営会議等、各種会議の議事録および資料等）について、「コンプライアンス基本規程」、「情報管理規程」等に基づいて適切に管理し、「ドキュメント管理規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、当社グループが保有する情報の保護・管理に関し、情報の種類、重要度により情報を区分し保護・管理する等の基本的事項を定めた「情報管理規程」等、経営会議等、各種会議の資料および議事録等の保存期間を定めた「ドキュメント管理規程」等を整備し、適切な保存・管理を行なっています。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制を以下のとおり整備する。

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、財務報告に係る内部統制に関する規程、代表者確認に関する規程を制定し、必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、適正な財務報告が行なわれるよう、「経理規程」、「財務報告内部統制規程」、「代表者確認規程」をはじめ、財務報告に必要な規程を整備しています。

財務報告に係る内部統制報告制度について、財務報告の信頼性向上を図るため任意に内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査を受け内部統制監査報告書を取得しています。2019年度の財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備はありませんでした。

また、2019年度決算における財務諸表等に記載されたすべての重要事項につき、その表示内容が適正であることを代表者（執行役社長）が確認しています。

当社は、本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制検証委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進する。

上記方針は、2020年4月1日付で、組織改正をふまえた所要の改正（同年2月12日取締役会にて決議）を行なっております。なお、改正後のグループ内部統制基本方針は、当社公式ホームページをご覧ください。

7.その他

相互会社制度運営に関する事項

- 2019年7月2日、第72回定時総代会において、基金の再募集および定款の一部変更、評議員の承認がそれぞれ決議されました。
- 2019年9月9日、当社公式ホームページに総代候補者社員投票公告が掲載され、9月9日から10月31日までの間、社員投票が実施されました。11月12日、「社員投票結果確認の会」が開催され、社員の中から委嘱した投票管理委員（4名）により、社員投票結果の点検および確認が実施されました。その結果、すべての候補者について「総代として選出することに同意しないとする投票」が有権者の10分の1に満たなかったため、100名の総代候補者が総代として選出され、2020年1月1日付で就任しました。
- 総代候補者選考委員会の開催状況は次のとおりです。
 - 2019年5月29日、第46回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者選考委員長の互選、総代候補者候補案が決議されました。
 - 2019年8月1日、第47回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者の選定および社員投票実施に関する事項が決議されました。
 - 2019年11月12日、第48回総代候補者選考委員会が開催され、2020年1月1日付就任総代の社員投票結果等が報告されました。
- 評議員会の開催状況は次のとおりです。
 - 2019年6月20日、第47回評議員会を開催し、「2018年度決算の概要、新たな長期戦略の基本方向と次期中期経営計画の概要、第72回定時総代会決議事項、2018年度開催のお客さま懇談会で寄せられたご意見・ご要望のうち当会社の経営に関する重要な事項」について審議いただきました。
 - 2019年11月21日、第48回評議員会を開催し、「2019年度上半期報告、新たな長期戦略の基本方向等の検討状況」について審議いただきました。
 - 2020年2月18日、第49回評議員会を開催し、「2019年度決算見通し、10年計画『MY Mutual Way 2030』および3カ年プログラム『MY Mutual Way 1期』、地域共生プロジェクト<仮称>における取組事項」について審議いただきました。
- 2019年12月3日、総代報告会を開催し、「2019年度上半期報告、みんなの健活プロジェクトの取組状況、明治安田生命発足15年の振り返り、長期的な経営の基本方向と新たな3カ年プログラムの策定」について報告しました。
- 2020年1月から2月にかけて、全国の支社101会場で「お客さま懇談会」を開催し、2,347名のご契約者にご出席いただき、7,347件のご意見・ご要望をいただきました。また、お客さま懇談会への出席が難しいご契約者からも幅広くご意見・ご要望をお伺いするため、「お客さま懇談会」開催期間にあわせて、当社公式ホームページ内にご意見をお寄せいただくための「お客さま懇談会専用コンテンツ」を開設しました。
- 2020年3月31日時点の社員数は642万5,643名、総代数は220名です。

商品に関する事項

【個人営業】

- 2019年4月2日、「病気になる時、万一のときの保障」に加え、「健康増進の取組みを応援する機能」を新たな生命保険の価値として提供する「ベストスタイル 健康キャッシュバック」を発売しました。また、標準生命表の改定等をふまえ、一部商品の保険料率の改定を実施しました。
- 2019年8月1日、「豪ドル建・一時払養老保険」の特徴であるシンプルな仕組みと魅力的な満期受取率はそのままだに、通貨の選択肢として米ドルを追加した、金融機関窓口販売用商品「外貨建・一時払養老保険」を発売しました。
- 2019年8月2日、人生100年時代の医療保障として「入院時にまとまった一時金をお受け取りいただける」こと、「保険期間は一生涯」等の特徴とした「一時金給付型終身医療保険」を発売しました。
- 2019年12月2日、一つの商品でさまざまな資産活用ニーズに対応した「外貨建一時払終身保険」を発売しました。本商品では、期間を選んで資産を増やす「増やすタイプ」と、生前贈与を行なうことができる「贈るタイプ」の二つのタイプのほか、金融機関窓口販売用商品では、運用成果を1年に1回、終身にわたってお受け取りいただける「受け取るタイプ」を加えた三つのタイプを取り扱っています。
- 2020年2月2日、入院リスクに備える「一時金給付タイプの一生涯の終身医療保障」に、「MCI保障」と「認知症保障」をセットした「認知症ケア MCIプラス」を発売しました。

【法人営業】

- 2020年1月1日、毎年の健康診断結果に基づくランクに応じてキャッシュバックをお支払いし、企業・団体の健康増進に向けた継続的な取組みを応援する「健康サポート・キャッシュバック特約」を発売しました。

社会貢献活動に関する事項

- 「子どもの健やかな成長」と「地域社会への貢献」を社会貢献活動のテーマとして、以下の活動を実施しました。
 - 「小学生向けサッカー教室」
2015年1月から開始したJリーグ協賛の一環として、当社の支社等の所在地を中心に、Jリーグ各クラブの現役選手や元選手およびコーチ等が講師をつとめる小学生向けサッカー教室を実施しています。当年度は全国各地の支社で172回のサッカー教室を開催し、7,892名のお子さまや保護者の方々が参加しました。
 - 「あしながチャリティー&ウォーク」
当社従業員等が参加するウォーキングとチャリティー募金を通じて親をなくした子どもたちの進学と心のケア支援を行なう活動です。あしなが育英会のご協力のもと、当年度は8月から12月に全国73カ所でウォーキングを開催し、集まったチャリティー募金約1,600万円をあしなが育英会へ寄贈しました。
 - 「次世代トップアスリート応援プロジェクト」
世界を舞台に活躍することが期待される若手スポーツアスリートを支援するために、2015年7月に「次世代トップアスリート 応援プロジェクト ～めざせ世界大会～」を創設し、当年度末時点で10選手を支援しています。
 - 「愛と平和のチャリティーコンサート・未来を奏でる教室」
愛と平和の祈りを込めたチャリティーコンサートを毎年開催しており、当年度は9月に大分県、茨城県、10月に新潟県、愛知県、11月には高知県で開催しました。コンサート会場にて実施したチャリティー募金は公益社団法人日本フィランソロピー協会を通じ、東日本大震災で被災した子どもたちの支援のために活動しているNPO団体等へ寄付しました。また、コンサート翌日に近隣の小中学校にて、音楽を通じて子どもたちの情操教育のお役に立てるよう、作曲家三枝成彰氏による音楽授業を実施しました。
 - 「ふれあいコンサート」
日頃コンサートに行く機会の少ない障がいのある子どもたちに生の音楽を楽しんでもらう目的で、ザ・ワイルドワンズの鳥塚しげ

き氏による手作りのコンサートを全国各地の特別支援学校等で開催しています。36年目を迎えた当年度は9月に滋賀県、10月に京都府、大阪府、奈良県、兵庫県の特別支援学校等5校で開催しました。

(6) 「非営利活動法人等への寄付」

社会的な課題の解決をめざして活動している非営利活動法人等への寄付を実施しています。当年度も、全国の高齢者・児童・被災者・障がい者・LGBT・環境分野等において支援活動を行なう10団体を寄付先として選定しました。

(7) 「黄色いワッペン」の贈呈」

1965年以来、新入学児童を対象とした交通安全キャンペーンの一環として黄色いワッペンを贈呈しています。当年度は、全国約104万人の新入学児童に贈呈し、これまでの累計贈呈数は約6,654万枚となりました。

2. ご高齢者の安心、そして地域のために貢献できればとの思いから、「子どもの命・安全を守る」地域貢献活動の取組みに「ご高齢者等の見守り」活動を加え、「地域を見守る」社会貢献活動として、明治安田生命労働組合と共同で、2014年9月から全国の支社・営業所等において展開しています。また、自治体や警察との連携のなかで、見守りに関する協定書を締結しており、当年度末時点で、手続き中を含め、43都道府県で146の自治体・警察と協定を取り交わし、地域に密着した活動として推進しました。
3. 社会から必要とされる価値の創造をめざし、健康増進事業の推進や地域経済の活性化支援、次世代を担う子どもたちの健やかな成長に向けた環境づくりなど、地域の発展に向けた取組みを推進しています。それらの取組みを効果的に行なうため、全国の各自治体および地方銀行等と連携協定の締結を進めており、当年度末時点で、32都府県および66市区町と包括連携協定、または健康増進分野の連携協定を、4地方銀行と地方創生を目的とした協定を締結しました。
4. 公益財団法人明治安田厚生事業団、公益財団法人明治安田こころの健康財団、公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団へ合計4億2,200万円の寄付金を支出しました。

役員に関する事項

1. 2019年2月12日の取締役会決議により、2019年4月1日付にて、専務執行役荒谷雅夫氏が執行役副社長に選定されるとともに、常務執行役綾井康之、山内和紀の両氏が専務執行役に選定、執行役河村雅直、上田泰史の両氏が常務執行役に選定され、それぞれ就任しました。また、住吉敏幸氏が執行役に選任のうえ、常務執行役に選定、福井賢二氏が執行役に選任され、それぞれ就任しました。
2. 2019年7月2日、第72回定時総代会において、取締役鈴木伸弥、根岸秋男、井福正博、打保誠一郎、服部重彦、落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子、秋田正紀の10氏が再任、荒谷雅夫氏が新たに選任され、それぞれ就任しました。
3. 2019年7月2日付で、山下敏彦氏は取締役を退任しました。
4. 2019年7月2日の取締役会決議により、取締役鈴木伸弥氏が取締役会長に再任、指名委員会の委員に取締役鈴木伸弥、根岸秋男、木瀬照雄、須田美矢子、秋田正紀の5氏が再選、監査委員会の委員に取締役打保誠一郎、落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子の5氏が再選、報酬委員会の委員に取締役鈴木伸弥、根岸秋男、服部重彦、落合誠一、北村敬子の5氏が再選され、それぞれ就任しました。
また、代表執行役に鈴木伸弥氏、代表執行役社長に根岸秋男氏が再任され、それぞれ就任しました。また、執行役副社長に井福正博、荒谷雅夫の両氏が再任、専務執行役に大西忠、牧野真也、綾井康之、山内和紀の4氏が再任、常務執行役に菊川隆志、梅嶋輝喜、永島英器、中谷新司、長尾浩一、中村篤志、河村雅直、上田泰史、住吉敏幸の9氏が再任、執行役に福井賢二氏が再任され、それぞれ就任しました。
5. 2020年3月31日付で、井福正博氏は執行役副社長を、綾井康之氏は専務執行役を辞任しました。